

富山県公嘱協会設立30周年

富山県公共嘱託登記司法書士協会
富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

公共嘱託登記は当協会へ





30周年を迎えて

公益社団法人富山県公共嘱託登記司法書士協会

理事長 石山 彰雄

昭和41年頃からの高度経済成長に伴い大量の公共事業の発注による嘱託登記の増加が顕著となりました。これにより法務局の登記事務は停滞を余儀なくされ、申請書類は机の上に堆く積まれる状況となっていました。

そこで司法書士・土地家屋調査士の登記専門家が嘱託登記制度の重要な役割を果すべく「公共嘱託登記委員会」なる受託団体を全国50の単位会ごとに結成し、その使命を遂行することになりました。

これにより公共事業に必要となる嘱託登記手続きが順調に運ぶこととなりつつありました。

しかし、全ての自治体が「公共嘱託登記委員会」へ嘱託登記手続きを依頼していた訳ではなく、任意団体である「公共嘱託登記委員会」では法人としての機能がなく、自治体がその契約を渉る状況もありました。

そこで昭和60年、司法書士法、土地家屋調査士法を改正し、民法上の社団法人として「公共嘱託登記委員会」を発展充実させました。

これを受け、我が県会も富山県公共嘱託登記司法書士協会なる法人を昭和61年2月21日に設立しました。

爾来、委員会時代からの富山県の委員長であった松村健次先生が初代理事長として就任され、富山県公共嘱託登記協会の確固たる礎を築いて頂きました。

その後、2代目山下正唯先生、3代目森田俊彦先生の尽力により富山県公共嘱託登記司法書士協会は無事30周年を迎える事が出来ました。

この間、平成20年には公益法人改革関連法が施行され、民法上の社団法人は、公益法人とするか一般社団法人とするのか、はたまた解散するのかの選択をせまられることとなりました。

幸いにも富山県公共嘱託登記司法書士協会は、公益目的事業たる公共事業の適正・迅速なる推進のための嘱託登記手続きは公益目的事業そのものであるとの信念のもと公益法人としての認定を受け平成25年4月1日に公益社団法人として名称変更し再出発することとなりました。

今後共、公益法人としての責任と使命のもと、富山県下の公共事業に伴う嘱託登記手続きについては、処理困難なもの、未処理案件など専門家でなければできない手続きなど、又訴訟法上の手続きが必要なものなど公嘱協会としての役割はこれからも十全に果してゆかなければと決意しているところですので、40周年、50周年に向けて一層の御支援、御鞭撻をお願い申し上げ挨拶とします。



公囑協会設立30周年によせて

公益社団法人富山県公共囑託登記土地家屋調査士協会

理事長 舟木 克彦

公共囑託登記土地家屋調査士協会は今年節目の30周年を迎えることが出来ました。

これもひとえに関係行政機関のご指導、ご支援の賜物でありこの場をお借りして心より感謝申し上げます。

さて、当協会の歴史を振り返りますと、昭和60年6月の土地家屋調査士法の改正により法務大臣の認可のもと昭和61年2月5日設立しスタートいたしました。

平成20年12月の公益法人改革3法の施行により当協会は特例民法法人になっておりましたが、社員総会を経て公益法人への移行を決議し平成24年7月6日に富山県に対して移行申請書を提出し、同年9月20日富山県公益認定等審議会の答申を得て同年10月1日に特例民法法人の解散と公益社団法人設立の設立登記を終え現在に至っております。

本協会は、社員たる土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人の専門的能力を結合し、官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の囑託若しくは申請の適性かつ迅速な実施に寄与することにより、公共の利益となる事業の成果の速やかな安定を図り、登記に関する手続きの円滑な実施に資し、もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的に設立された地域唯一の公益社団法人です。

業務といしましては法定事業の公共囑託登記受託事業を富山県はじめ県内15市町村と契約を結び実施いたしており、また平成16年度からは法務局発注の登記所備付地図作成作業(不動産登記法第14条1項地図)を毎年継続して業務を行い、多くのノウハウを蓄積しており今後共、土地家屋調査士の専門的職能を活かして地図作りを通して地図整備の促進を図ってまいります。また防災及び支援業務といしまして平成25年9月には県内自治体としては初めてとなる「災害時ににおける応急対策業務等に関する協定」を射水市と締結いたしており、地震等の大規模災害による被害が発生した場合の公共施設等の所在の把握及び筆界の把握、被害状況の調査、住家の被害認定基準運用指針に基づく市内における家屋の調査協力、登記・境界関係の相談所の開設等の応急対策及び災害復旧処置等の業務であり昨年9月28日射水市で行われた「総合防災訓練」にブースを設けて参加いたしております。

さて、当協会においては社会情勢の変化に伴う公共事業の減少により囑託登記事件数も減少傾向にありますが、その中にあっても社会的要請に応えるべく、協会の公益目的事業「不動産に関する権利の明確化推進事業」の使命を果たすため121名の社員の専門的能力を結集して官公署の皆様のご期待に沿えるよう努力をしてまいらなければなりません。

これから先、当協会がますます発展出来ますよう努めてまいりたい所存ですので、どうぞ宜しくお願ひいたします。

富山県公囑協会にご相談ください

1 法律に定められた法人であり、公益法人として認定を受けています。

公囑協会は社員である調査士、司法書士がその専門的能力を結集し、官庁公署など公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示及び権利に関する登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、土地家屋調査士法、司法書士法で定められた法人です。

平成20年の公益法人改革関連法で、両協会とも、嘱託登記手続きは公益目的事業そのものであるとの信念のもと、富山県知事より公益社団法人として認定を受けています。

社員一人ひとりが土地家屋調査士法、司法書士法に精通しており、嘱託登記手続きの公共性、公益性を念頭に、丁寧に業務を遂行致します。

2 公益性の高い嘱託登記を適正迅速に処理します。

集団処理による即応体制が協会最大の力です。いかに膨大な事務量であっても決して委託者様に御迷惑をおかけすることはございません。全国組織をバックアップに専門家が結束して業務に当たりますので、適正で迅速な登記手続きがお約束できます。

富山県公囑協会は、業務を行う社員が富山県内の全ての地区に多数在籍しておりますので、いかなる場所でもご発注担当者様と密接に打ち合わせを行うことができ、迅速に処理することができます。

また複雑困難な事案であっても、土地家屋調査士協会と司法書士協会が密接に連携を取り合い、高度な専門知識を集約することで、円滑に問題を解決する体制を整えております。

3 一貫した管理体制で安心

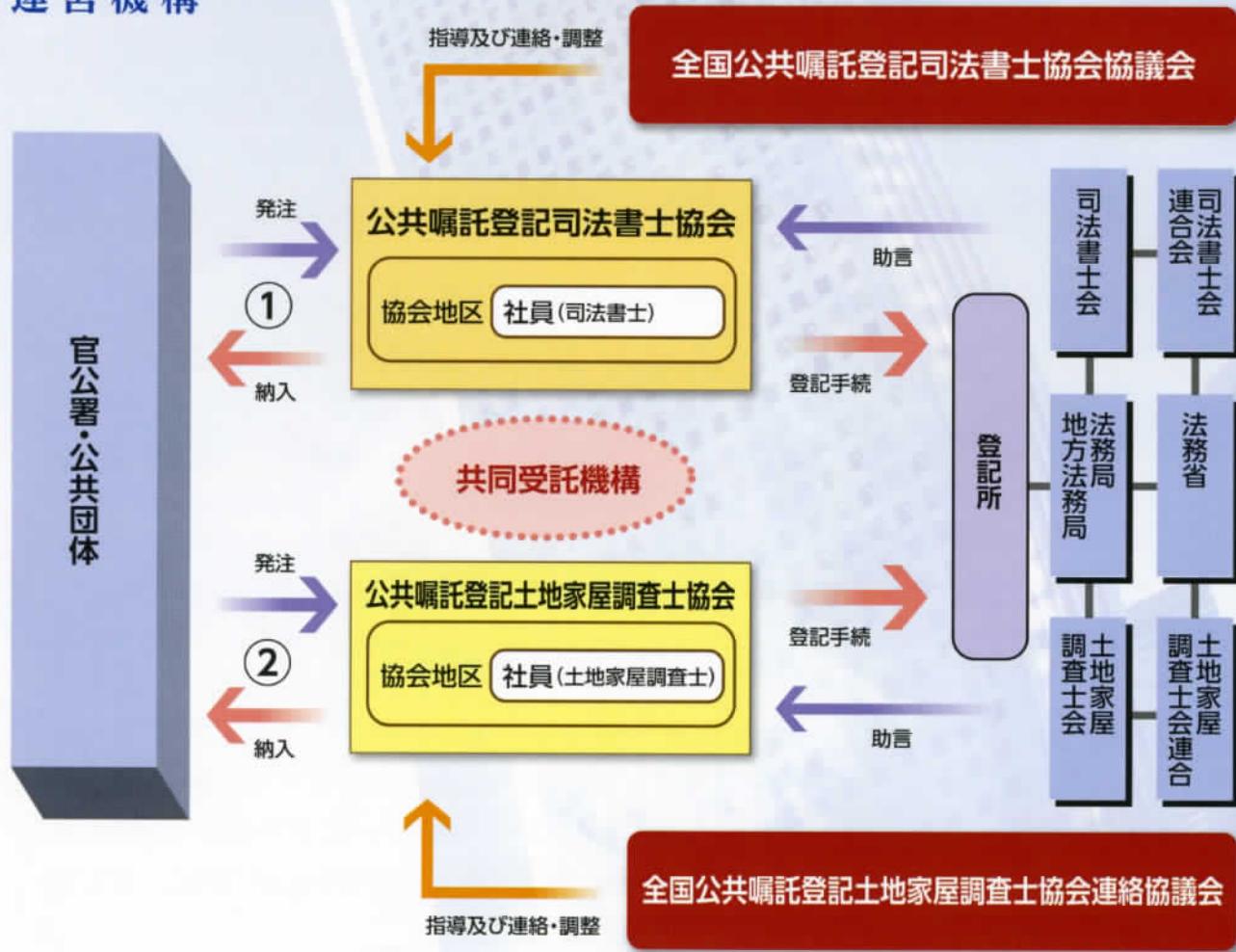
各協会とも、公益社団法人として、受託契約から処理完成に至るまで一貫した管理責任体制を完備しております。作業工程や成果品を統一し、高度な専門的知識と注意力、事案毎に発生する様々な問題について、協会として管轄法務局との打ち合わせを綿密に行うなど、確実な業務を行っております。

また、不測の事情により、受託した事件で損害が発生する事態を想定して、公共嘱託登記損害賠償保険に加入しており、保障体制も万全です。

4 安心の報酬体制

各協会では業務面と経費の面で発注者のプロジェクトに協力できる体制を整えております。この体制のもと、定員枠や経費節減対策の制約の中で難題となっている官公署等での資料収集、調査業務、嘱託書作成等についても、官公署の公共性を考慮した報酬額で対応しております。

運営機構



①…権利に関する登記 ②…表示に関する登記

富山県公共嘱託登記司法書士協会 取り扱い業務内容

■不動産の権利に関する登記手続の代理

- (1)所有権保存・移転登記(含相続)
- (2)所有権登記名義人表示変更・更正登記
- (3)地役権設定・抹消登記
- (4)抵当権設定・抹消登記
- (5)賃戻特約・抹消登記
- (6)その他

■書類の作成・調査その他

- (1)法務局に提出する書類
- (2)登記簿閲覧・謄抄本交付請求
- (3)権利調査・相続人調査

■法務局又は、地方法務局の長に対する登記に関する審査請求手続の代理

■本協会の目的を達成するために必要な業務

- (1)後見開始審判申立(後見人・保佐人・補助人の選任)
居住用不動産処分の許可申立
- (2)特別代理人の選任申立(利益相反行為)・失踪宣告
申立
- (3)不在者の財産管理人の選任申立(権限外行為の許
可申立)・相続財産管理人の選任申立
- (4)仮理事 仮取締役 特別代理人の選任申立
- (5)供託手続(休眠抵当権)
- (6)その他

富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 取り扱い業務内容

■公共事業の実施に係る登記に関する調査・測量・鑑定

■土地表題登記、分筆登記、地積更正登記、地目変更登記その他土地の表示に係る登記 嘱託手続の代理

■地図訂正その他申出手続の代理

■公共用地の筆界に関する調査・測量・復元・確認立会

■官公署等の保有する建物に関する登記嘱託手続の代理(建物表題登記・建物表題変更 登記・建物滅失登記等)

■その他不動産の表示登記を目的とする調査・測量及び相談

■不動産の表示に関する登記嘱託に係る審査請求手続の代理

■登記所備付地図作成作業

■国土調査法に規定される地籍調査における筆界の調査

(公社)富山県公共嘱託登記司法書士協会

〒930-0092 富山市安田町3番3号
TEL076-433-7420 FAX076-433-5858

(公社)富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

〒930-0092 富山市安田町3番3号
TEL076-433-9922 FAX076-433-1924